

令和5年度障害児通所支援事業所等における検査費用補助の概要について

1 補助内容

		感染者発生日	
		令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
対象事業所		<p><u>職員又は利用者に感染者が発生した事業所</u>（発生した事業所と同一建物に併設する事業所も対象）</p> <p>※濃厚接触者（令和5年5月7日まで）や感染者と接触のあった者のみの発生では、補助の対象となりません。</p> <p>※対象サービスは別表のとおり</p>	変更なし
補助対象となる検査	<p>・PCR検査（PCR検査キットを含む）</p> <p>・抗原定量検査 （注）抗原定性検査（検査キット）は対象外</p>	<p>①感染者が発生したが、行政検査とならなかった職員・利用者が感染の有無を調べるために受けたに任意の検査</p> <p>※<u>感染者発生後の直後の検査一人あたり1回のみ</u>が対象</p> <p>※任意の検査（全額自己負担）が対象となる。 検査が医療保険適用となった場合の自己負担分や初診料などの医療保険対象の項目は補助対象外</p>	変更なし
	抗原定性検査（検査キット）	<p>②濃厚接触者である職員が待期間を待たずに復帰する場合の検査</p> <p>※薬事承認された検査キットであること</p> <p>※<u>復帰日と復帰日前日の連続した2回</u>の検査であること。1回のみでは復帰の要件を満たさないため対象とならない。</p> <p>（具体例） 待期間5日間（6日目復帰）のところ2日目と3日目に検査し陰性が確認できたため、3日目から復帰した。 ⇒2日目（復帰日前日）と3日目（復帰日）の検査が補助対象となる。</p>	終了
補助額		1件あたり1万円まで	変更なし

※補助対象となる経費は、令和4年度及び令和5年度に発生した経費です。

別表 1

サービス	施設、事業所の種類
通所系サービス	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
入所・居住系サービス	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
訪問系サービス	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
計画系サービス	障害児相談支援

別表 2

施設種別
児童養護施設
乳児院
ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）
児童自立支援施設
児童心理治療施設
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）
母子生活支援施設
一時保護所
婦人保護施設

注 1 原則、一会計年度内において、1 対象施設等（事業所）当たり 1 回まで補助金を交付することができる。

注 2 対象施設等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。